

第9章

景観重要公共施設の整備に関する事項

- 1 基本的な考え方
- 2 景観重要公共施設の指定の方針
- 3 整備に関する考え方
- 4 占用等の許可の基準



「神々の月灯り」
観光のしおがま
写真コンクール
(しおがまさま神々の月灯り 9~10月頃)

第9章 景観重要公共施設の整備 に関する事項

1 基本的な考え方

道路、公園・緑地、水路・運河、港湾・漁港等の公共施設は、地域の景観を構成する主要な要素の一つであり、整備にあたり良好な景観形成の先導的な役割を果たすことが重要です。

地域の良好な景観形成に向けて、特にランドマークとなる公共施設や、将来整備予定の公共施設については、施設管理者と協議、調整を図りながら、景観形成の方針に沿った整備を図るよう景観重要公共施設として位置付け、積極的に景観に配慮した整備を推進していきます。

2 景観重要公共施設の指定の方針

次に示す指定方針に基づき、施設管理者との協議の上、景観重要公共施設を指定します。

【景観重要公共施設の指定方針】

- ①市の景観の骨格を成していること
- ②市民にとって景観形成上重要と考えられていること

3 整備に関する考え方

公共施設の区分ごとに、次に示す整備に関する考え方に基づき、施設管理者と整備方針の協議を進めるものとします。

公共施設区分	整備に関する考え方
道路 (例)  塩竈海道	<ul style="list-style-type: none">・道路の舗装は、沿道の街並みを引き立てるような材料及び色彩に配慮します。・歩道の意匠や色彩等は、周辺の建物や照明施設等との調和を図ります。・照明柱、標識・信号柱、車止めなどは、周囲と調和した意匠として、落ち着きのある色彩とします。・植栽や街路樹は、塩竈の風土に合う樹種や沿道の街並みを引き立てる樹種の選定に努めます。また、必要に応じて、緑化等により、潤いの場の創出に努めます。・案内サイン・ストリートファニチャー類は、沿道の街並みと調和する規模及びデザインに努めます。



旧庁舎（旧宮城県庁移築）
昭和5年



現在

公共施設区分	整備に関する考え方
公園・緑地 (例)  伊保石公園	<ul style="list-style-type: none"> 園内施設等は、景観に配慮し、公園・緑地全体や周辺と調和のとれた意匠とします。 園路、広場、休憩所、遊具等の素材は、安全面を考慮した上で、出来る限り地場の素材等の利用に努めます。 園路、休憩施設等は、安心で快適さの感じられるユニバーサルデザインに配慮した整備を推進します。 海や島々等を望む視点場がある場合は、良好な眺望景観の創出に資する整備を推進します。 公園・緑地の植栽は、塩竈の風土に合う樹種の選定に努めるとともに、既存植生の保全・活用を図ります。
水路・運河 (例)  中の島航路	<ul style="list-style-type: none"> 水路・運河は、地域の景観の骨格を形成し、水辺空間や豊かな自然を提供していることから、地域特性や周辺景観に配慮した整備に努めます。 水路・運河としての機能や安全性については、十分に確保しながら、環境を保全し、市民の憩いの場となる空間の整備に努めます。 護岸等は、水の流れや生態系と調和した形態・意匠、色彩に配慮するとともに、植栽を施すなど、人に優しい景観形成に努めます。
港湾・漁港・海岸 (例)  塩釜港	<ul style="list-style-type: none"> 港湾等は、背景となる海との関係に十分な配慮を行い、空間として一体的な美しさを演出するように努めます。 堤防や護岸等の形態・意匠、色彩は、みなとまちを特徴付ける塩竈石の風合い等を生かすとともに、周辺の景観との調和に配慮します。 浦戸諸島や越ノ浦、杉ノ入裏の漁港や海岸の施設については、特別名勝松島の法規制を踏まえた上で、地区特有の貴重な自然環境と調和した形態・意匠、色彩に配慮します。

市民の声

身近な公園や道路などでの草刈りや清掃などの市民活動に参加していきたいと思います！



「ガンバレ、ガンバレ」
(初穂曳 11月23日)



4 占用等の許可の基準

景観重要公共施設の占用等の許可基準については、整備に関する考え方に基づくものとします。

【景観重要公共施設候補一覧（案）】

No	名 称	概 要	写 真
道路 ①	(都)一国幹線 ※国道45号	本市を南から北に縦断する一般国道。多賀城市境から本塩釜駅周辺の中心市街地、水産業の集積地である新浜町地区を経由する経済・観光上、最も重要な路線です。	
道路 ②	(都)北浜赤坂線 ※主要地方道 塩釜吉岡線 愛称：「鹽竈海道」	海岸通の国道45号との交点から西に向かう県道。周辺には、鹽竈神社や造り酒屋があり、門前町の佇まいを今に残しており、自然石の歩道やモニュメントなどの修景整備した路線です。	
道路 ③	主要地方道 塩釜七ヶ浜多賀城線	本町を起点として、南に向かい、七ヶ浜町を一周して多賀城市に至る県道。周辺には、西塩釜駅や店舗と住宅地が点在しており、交通量も多い路線です。	
道路 ④	(都)越の浦春日線 ※一般県道 利府中インター線 (一部区間)	庚塚から、しおりふれあいトンネルを抜け、三陸縦貫自動車道・利府中ICに至る県道。今後、庚塚から国道45号に接続する第二期工事の早期着工が課題の路線です。	
道路 ⑤	(都)下馬泉沢町線 ※主要地方道 塩釜吉岡線～ 主要地方道 泉塩釜線	多賀城市下馬から利府町春日に至る県道。以前は、狭隘な道幅でしたが、東北本線のアンダーパスや「鬼房小路」の整備など、利便性と景観向上を図った路線です。	



序 章 第1章 第2章 第3章 第4章 第5章 第6章 第7章 第8章 第9章 付属資料	<p>道路 ⑥</p> <p>(都)八幡築港線 ※主要地方道仙台塩釜線 通称：「産業道路」</p>	<p>仙台市若林区の国道45号交点から港町を終点とする県道。沿線に、商工業施設などが立地する重要な路線です。</p>	

市民の声

市内の景観に大切なのは、ゴミの散乱、公園等の雑草抜きなど身近な部分だと思います！



「志波彦さま、お戻り」
(塩竈みなど祭 7月第3月曜日)



序 章 第1章	道路 ⑫	(都)新浜町梅の宮線 ※市道 藤倉梅の宮線 (一部区間)	新浜町の国道45号から藤倉地区を経由し、市道宮町吉津線に接続する市道。周辺に小学校や住宅地が隣接し、市民生活上欠かせない路線です。	
第2章	道路 ⑬	旧塩竈街道 ※市道 赤坂市川線	伊達綱村が元禄13年（1700）頃に整備した仙台城下への道。赤坂から大日向町を経ていく道筋で、現在、周辺は主に住宅地であり、生活道路として欠かせない路線です。	
第3章	道路 ⑭	マリンゲート前道路 ※臨港道路 西ふ頭6号線	マリンゲート塩釜西側の交点から東に向かう臨港道路。マリンゲート塩釜や商工会議所、港湾施設などが立地し、本市の観光や港湾産業にとって重要な路線です。	
第4章	公園 ①	伊保石公園 ※総合公園	市北部に位置する自然に囲まれた総合公園。市民の森区・子供の森区・自然探索区・ピクニック区の4つから構成され、大人から子供まで楽しめる公園です。	
第5章	公園 ②	加瀬沼公園 ※広域公園	塩竈市・多賀城市・利府町にまたがる加瀬沼周辺に整備された広域公園。野球場、サッカー場、多目的広場や大型遊具など、子供から大人まで自然に触れ、レジャーも楽しめる広大な公園です。	
第6章	公園 ③	塩竈公園 ※近隣公園	塩釜高校北側の「融ヶ岡」に位置する本市でもっとも古い近隣公園。春になると江戸時代に植えられた桜の古木が丘陵一面を覆い尽くし、花祭の神輿ご巡幸を演出する景観上重要な公園です。	



「みこし渡御」
(塩竈みなど祭 7月第3月曜日)



緑地 ①	千賀の浦緑地 ※都市緑地	(都)港町海岸通線（道路⑩）の北側に位置し、イベント等で活用されるウォーターフロントの緑地です。震災後には、東日本大震災モニュメントが整備されました。	
緑地 ②	北浜緑地 ※港湾施設	北浜地区を高潮や津波被害から守るために整備が進められてきた護岸緑地。震災後、背後で北浜地区復興土地区画整理事業が進められており、港奥部の景観形成上、重要な緑地です。	
水路 ①	新町川	泉沢からの祓川と梅の宮からの宮町川が、昭和30年代の北浜第一地区土地区画整理事業による海面の埋め立てで合流、整備された水路です。周辺には、本塩釜駅や商業施設等が立地しています。	
水路 ②	野田の玉川	母子沢町から多賀城市の砂押川に至る水路です。歌枕で有名な全国六玉川の一つであり、松尾芭蕉も訪れた由緒ある流れです。	
航路 ①	貞山堀航路	伊達政宗の命で寛文12年（1672）に塩竈と仙台市宮城野区蒲生を「御舟入掘」として掘削した運河です。貞山運河の一区間を成しており、本市域の沿岸は、主に石油配分基地となっています。	
航路 ②	中の島航路	昭和初期に、塩釜湾と貞山運河を結び、船による物資輸送を円滑にするため作られた航路です。現在は、釣り船などプレジャーボートの集積地となっています。	

市民の声

観光客が来るところ
だけでなく、来ない
ところも清掃すると
まち全体がきれいに
なると思います！



わかりん



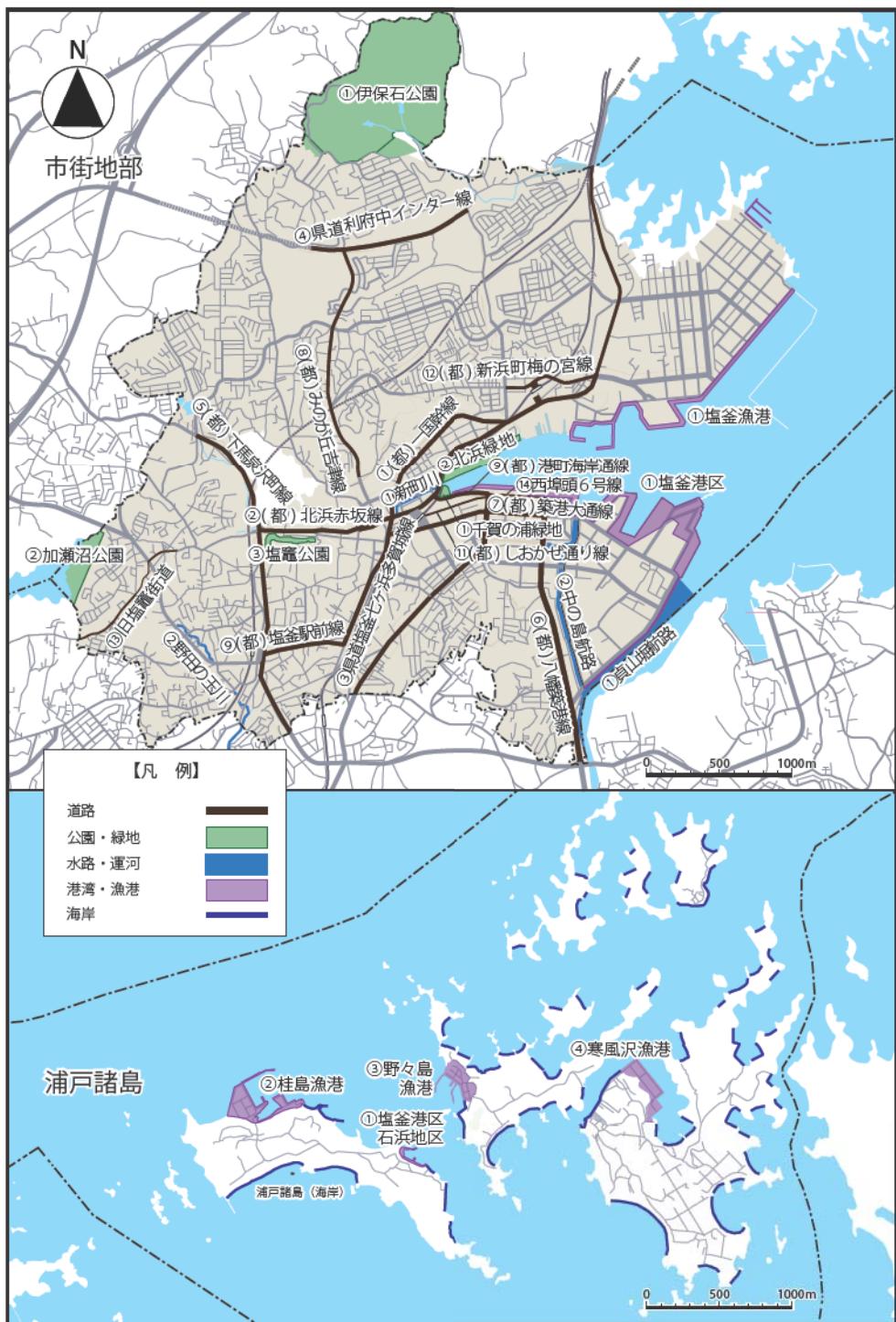
「鳥居の輝き」



序 章 第1章 第2章 第3章 第4章 第5章 第6章 第7章 第8章 第9章 第10章 付属資料	港湾 ①	仙台塩釜港 塩釜港区 ※港湾法	奈良時代、国府多賀城の津として開かれた歴史の深い港。明治以降、鉄道の開通で大きく発展しました。全国18港ある「国際拠点港湾」のひとつで、松島湾遊覧の観光港でもあります。(浦戸桂島石浜地区含む)	
	漁港 ①	塩釜漁港 ※漁港漁場整備法	全国に13港ある特に重要な「特定第3種漁港」に指定されており、生マグロ類の水揚げは全国有数を誇っています。震災後、岸壁の復旧や新魚市場を建設中です。	
	漁港 ②	桂島漁港 ※漁港漁場整備法	桂島の北側にあり、県管理の第2種漁港として、防波堤や背後地が整備されています。浅海養殖漁業関連の船が多く係留されており、市営汽船が発着しています。	
	漁港 ③	野々島漁港 ※漁港漁場整備法	野々島の南側にあり、浅海養殖漁業の船が多く係留されています。また、市営汽船や桂島の石浜地区を結ぶ渡船が発着しています。震災後、岸壁や防波堤の復旧工事を実施しています。	
	漁港 ④	寒風沢漁港 ※漁港漁場整備法	寒風沢島の西側にあり、浅海養殖漁業の船が多く係留されています。市営汽船や野々島を結ぶ渡船が発着しています。震災で浮桟橋の流出など甚大な被害があり、復旧工事が進められています。	
	海岸 ①	浦戸諸島 ※海岸保全区域	浦戸諸島の変化に富んだ美しい海岸線を、波浪による浸食から守るために、管理部局ごとに「建設海岸」「港湾海岸」「漁港海岸」「農林海岸」として保全が図られています。	



【景観重要公共施設候補位置図（案）】





※「塩竈市景観計画」を策定していることをお知らせしました

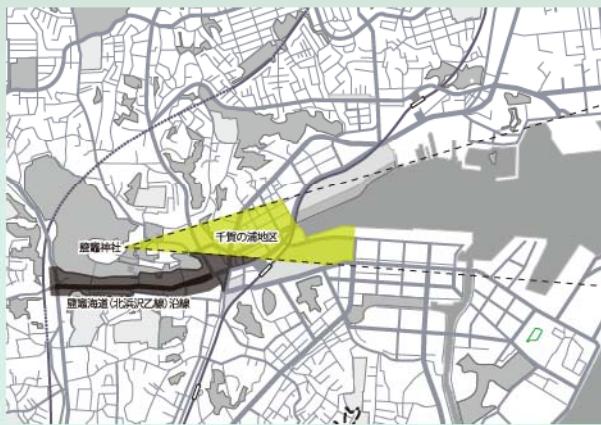
問 都市計画課まちづくり推進係 ☎ 364-2510

「塩竈市景観計画」を策定しています

市では、風光明美な塩竈神社からの眺望や塩竈海道沿線の門前町の景観を守るために、平成5年に「塩竈の景観を守り育てる条例」を施行し、下図の範囲、内容で中高層の建物を建築する際に助言や指導などを行っています。

塩竈の景観を守り育てる条例（平成5年4月施行）

- 市全域における高さ10㍍を超える建築物などについて届け出（建築景観計画届出書）が必要
- 下図の重点地区内で高さ20㍍を超える建築物などについては、景観審議会の意見を聴いた上で必要な助言および指導



平成17年に景観法が制定され、本市は平成23年に景観行政団体となりました。これにより、これまで以上に良好な景観を保全・維持するために、昨年から景観計画の策定に取り組んでいます。計画の策定にあたり、市民アンケートの実施や、学識経験者と市内関係者で構成する「塩竈市海と社の景観審議会」と市民活動団体などの方々で構成する「塩竈市まちづくり懇談会」の皆さんから意見をいただきながら進めています。



◆塩竈市海と社の景観審議会



▲塩竈神社からの眺望

塩竈神社の御神苑は、明治9年（1876年）に明治天皇が東北巡幸の際、「またとない良い景色」とおっしゃったことから「亦無岡（またなのおか）」と命名されました。平成5年以降、現条例により眺望景観が守られています。



▲“道そのものが博物館” 塩竈海道
海と社を結ぶ塩竈海道（北浜沢乙線）は、“道そのものが博物館”となるよう、歩道に和歌や文学の碑、道標などを展示し、電線類地化などの景観整備を行っています。平成19年度に、国土交通省の「日本風景街道」に選ばれました。



▲門前町の街並み

塩竈神社の3つの参道を結ぶ塩竈海道沿線には、酒蔵や格子戸のある門前町の街並みが残されています。市は道路事業に併せて景観についてのアドバイスや助成事業を行っています。

みんなで
がんばろう!

【景観重要公共施設候補位置図（案）】

